

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、富津市長から、平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成 27 年 6 月 30 日

富津市監査委員 高 橋 聖

富津市監査委員 平 野 明 彦

【措置事項】

○ 平成26年度財政援助団体等監査

監査結果	措置状況	対象部局
社会福祉協議会補助基準について		【健康福祉部】 社会福祉課
富津市社会福祉協議会補助金交付要綱（平成25年告示第25号）における補助対象経費及び補助金額の算定方法について、明確な交付基準を作成されたい。	具体的な補助対象経費及び補助金額の算定方法の明確化のため、富津市社会福祉協議会補助金交付要綱の改正を行い、平成27年4月1日に施行いたしました。	